令和６年度第５回府中市市民協働推進会議　会議録

■日　時　　令和６年９月９日（月）午後２時から４時２５分
■会　場　　府中駅北第２庁舎３階打合せ室
■出席者　　（委員）藤江会長、青山副会長、伊沢委員、坂牧委員、鈴木委員、関谷委員、花岡委員、森田委員、山岡委員、山根委員
（事務局）山下市民協働推進部長、小塚協働共創推進課長、加瀬協働共創推進課主査、新藤主任、小堀事務職員、小池事務職員
■欠席者　　井上委員
■傍聴者　　なし
■議　事　　１　審議事項
⑴　答申案について
ア　令和５年度の市民協働の取組実績
イ　令和５年度提案型協働事業および価値共創促進事業
ウ　府中市市民協働の推進に関する条例について
エ　価値共創促進事業の名称について
オ　提案型協働事業について
■資　料
資料１　　答申案
資料２－１　市民協働の推進に関する条例の制定に向けて
資料２－２　府中市市民協働の推進に関する条例（案）
資料３　　「価値共創促進事業」の事業等の名称の変更について（藤江会長作成）

■開会
〇会長より、事務局へ委員の出席状況などについて報告を依頼した。

〇事務局より、井上委員が欠席との連絡を受けているが、定数１１名のうち過半数の委員が出席しており、本会議が有効に成立していることを報告した。また、傍聴の申込はなかったことを報告した。続けて配付資料の確認をした。

■議事録の確認
〇会長より、事前送付された第４回推進会議の会議録について修正の意見があるか確認した。意見がないことを確認のうえ、議事録および資料ともに確定し、事務局に公開の手続きをとるよう依頼した。

■次第１　審議事項⑴　答申案について
〇会長より、次のとおり発言があった。
・審議項目としては、次第に記載のとおり「ア　令和５年度の市民協働の取組実績」「イ　令和５年度提案型協働事業および価値共創促進事業」「ウ　府中市市民協働の推進に関する条例について」「エ　価値共創促進事業の名称について」「オ　提案型協働事業について」の５点がある。
・「ア　令和５年度の市民協働の取組実績」「イ　令和５年度提案型協働事業および価値共創促進事業」に関しては、事前に意見を回答していただいたが、伊沢委員と山根委員からはまだご回答をいただいていないため、意見があれば本日発言をお願いしたい。

〇会長より、「ア　令和５年度の市民協働の取組実績」「イ　令和５年度提案型協働事業および価値共創促進事業」について事務局に説明を依頼した。

〇事務局より、次のとおり説明した。
・事前に回答していただいた「ア　令和５年度の市民協働の取組実績」「イ　令和５年度提案型協働事業および価値共創促進事業」に関する意見を答申案に反映した。
・藤江会長と青山副会長から意見・修正いただいた部分はそれぞれ赤と青、委員の意見は緑、事務局による修正は黄色のマーカーで着色した。確認のために載せている委員の名前は答申の際は削除する。
・「はじめに」は、前回配付した内容から変更はない。⑷条例の部分については本日の結果を踏まえて総論的なものを記載する。
・２ページからの「第Ⅰ章　市民協働の取組の進捗管理について」の「１　令和５年度の市民協働の取組実績」のうち、「⑴　第７次府中市総合計画『協働により推進したい取組』の進捗」については、青山副会長による分析を追加した。
・４ページからの「⑵　令和５年度に実施した協働事業」については、５ページに、藤江会長からの意見により「協働の原則」に関する説明を追加した。
・【表６】については、当初「どちらでもない」と「いいえ」を合算してグラフ化していたが、両者を合算するのは不適当であり、また全体における割合を明示することが望ましいとの指摘を受け、表形式に変更した。
・６ページには、２段落目の最後に問題点を追記するとともに、３段落目に「win-winの関係」について記載した。「win-winの関係」については「協働で実施する意義として市側と協働の相手側の双方にメリットがあることが重要である」と各課に説明のうえ回答を

依頼したものではあったが、今後、その定義についても明確に定めていく必要があるとの指摘をいただいた。
・７ページでは【表７】に割合を追加するとともに、【表８】もグラフでの掲載をやめ、「還元効果不明」と回答された１７事業についての回答を表で掲載した。
・８ページには、１段落目のとおり「いいえ」と回答した件数のみを記載し、数としては「自主性の尊重・自立化の原則」「評価の原則」「win-winの関係」がそれぞれ２件ずつだった。
・２段落目のとおり「協働の原則」がすべて「はい」になっていても「還元効果不明」となっている事業もあり、そのように評価された事業については、その理由をあわせて回答してもらう必要があること、同じく「協働の原則」について「はい」以外と回答された事業についてもその理由を調査する必要があるとの意見を記載した。
・後援や協賛等については、変更はない。
・９ページに各委員からの意見をまとめた。１段落目に「施策評価」に関すること、２段落目に「実績調査」に関すること、３段落目に「協働の原則」に関すること、最後に調査方法に関することを掲載した。事前に回答した内容と齟齬がないか、確認をお願いする。
・１０ページからは「２　令和５年度提案型協働事業および価値共創促進事業」についてで、１６ページまでの第三者評価シートの内容に変更はない。
・１７ページに、事前にもらった意見のうち「令和５年度」の事業に関するものを「⑶ 各評価を通して共通して感じられたこと（総論）」として記載したので、確認をお願いする。
・回答の中には、令和５年度実施事業に関してだけではなく、「提案型協働事業」と「価値共創促進事業」全般に関する意見があったため「⑷ その他の意見」として、仮に箇条書きで掲載した。本日の審議事項「エ　価値共創促進事業の名称について」「オ　提案型協働事業について」にも関わる内容のため、これらの意見も踏まえて審議いただき、答申への載せ方についても意見をいただきたい。

〇会長より、委員に意見を確認した。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・１７ページの令和５年度「提案型協働事業」と「価値共創促進事業」に関する総論に関してはこうした制度があることが市民に広く告知され応募が増えるとよいと思う。団体が日頃意識している地域課題が分かり合えると思う。また事業に応募して採択されなかったとしても、全て否定されるのではなく、違う視点で考えるきっかけになるとよいと思う。

・「共創の窓口」についても、より市民を応援してくれる窓口になってきていると思う。
・今まで市民にとってハードルが高くてチャレンジしにくい感じがあったが、徐々に市と団体の関り方が対等になってきている感じがする。

〇会長より、評価基準の配点を見直したことに関する意見だと発言があった。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・事業に応募する市民がいつも同じ団体で、知らない市民は応募していないという周知の差があると思う。
・応募対象について、事業としてのレベルが未達であっても市民がやりたいことに対して力を貸してもらえるものなのか、もしくは自治体ができないことを市民の力に任せたくてスキルのある団体からの募集を求めているのか、どちらの意味合いなのかがわかりにくい。
・どういう人が申し込んでいいのかわからなかったが、推進会議で説明を受けてやっとわかったので、自身と同じように、応募できるはずなのにできていない人がいると思う。
・広報の仕方についても改善できるといいと思う。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・「提案型協働事業」や「価値共創促進事業」など様々なシステムがあるが、事業をつくっている人には理解できても、それについていけない人もおり、混乱を呼んでいる。
・「価値共創」は、企業が改善にとどまらず事業をジャンプアップさせないといけないがために取り組んできたものだ。それを行政が取り入れて、今までの事業を忘れて「価値共創」を始めてもついて行けない。
・基本的には「協働」が重要だと思う。「協働」とは一緒にやったらよくなる、「課題解決」を目指すもので、それに対してうんとジャンプしたのが「価値共創」だ。その中間にあるのが「提案型協働事業」で、「課題解決」より少し進歩していると思う。
・新しい事業がどんどん出てくるなら、それぞれに価値はあるので、窓口を一本にするのがいいと思う。その窓口で専門家が提案内容によって「価値共創」に値するかなど、どの事業にあたるのか振り分けるなどし、市民がついて行けるようにしてほしい。

〇会長より、他に意見がないか確認した。

答申案のうち「ア　令和５年度の市民協働の取組実績」「イ　令和５年度提案型協働事業および価値共創促進事業」に関する部分ついては、他に意見がないことを確認し、「ウ府中市市民協働の推進に関する条例について」に移行した。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・会議録にもあるように、前回、条例の必要性について決を採ろうとしたところ、条例案を見てからでないと判断できないという意見が出たため、本日、条例案を提示するよう事務局に依頼していた。
・資料２（※この後の審議で「資料２」が「資料２－１」に変更となるが、現段階では「資料２」と記す。なお、「参考資料」についても同様に審議を経て「資料２－２」に変更となる。）について、事務局に説明を依頼する。

〇事務局より、資料２に沿って次のとおり説明した。
・資料２は、これまでの審議や意見を踏まえて作成したもので、答申の条例に関する部分については、こちらの内容をベースに、本日の意見を加えて記載するイメージだ。
・１の「はじめに」では、条例制定の目的を記載した。
・２の「条例の種別と制定の意義」については、市内外へのＰＲに重きを置くため、市民へ罰則や権利義務を課すことのないものとし、基本理念や多様な主体の役割などを中心に記載する「理念型条例」にすることを記載した。
・２の⑵では、条例を制定する意義を５つ記載した。
・３の「条例の構成案」には、まず⑴として、推進会議での意見等を記載した。
・この会議体では、２年に渡って本件をご審議いただいているため、昨年度の答申の内容から記載している。
・第３回および第４回会議での意見も記載した。また条例は委員の意見ほか、前回までの会議でも確認した現状課題を踏まえた内容にしていく必要があるため、それについても記載した。
・以上を踏まえた条例の構成案を⑵として記載した。
・構成案は、各条の内容とあわせて、これまでの委員の意見等を反映すると、このような内容になるのではないかという解説と、その内容を記載する目的などを記載した。
・またベースとなる「基本方針」の引用箇所も記載した。
・なお、条例の作業工程としては委員の意見を答申に整理したうえで、その内容を踏まえて、法務担当がゼロから作っていくという工程になる。

・そのためイメージにはなるが、現状の構成案に基づいて参考資料として「条例案イメージ」を配付した。青のマーカー部で示した箇所が主に基本方針から引用した部分である。
・まず「条例の名称」は、正式名称は基本方針をベースとし、「市民に親しみやすく、愛着が持てる」「協働の認知度向上」などの意見等を踏まえ、新たな要素として通称名を設定し、市内外に広くＰＲしたいと考えている。
・例として、北海道中標津町の「牛乳消費拡大応援条例」とは「牛乳で乾杯条例」という通称名でＰＲしているほか、和歌山県みなべ町には「紀州南高梅使用のおにぎり及び梅干しの普及に関する条例」、通称では「梅干しでおにぎり条例」という条例がある。
・いずれの条例も罰則はなくＰＲ要素が強いもので、覚えやすく住民が親しみやすい成功例の一つとして挙げられる。
・また１１月下旬に開催される市民協働まつりのキャッチフレーズも、今年度は「つなぐ　つながる　ココロと笑顔」というフレーズが選ばれた。
・「つなぐ」と「つながる」は、重点取組としているコーディネート機能の拡充に関して、協働コーディネーターの立場としては主体と主体を「つなぐ」、協働を実施する主体としては別の主体と「つながる」、それぞれについて協働の輪を広げていくイメージをわかりやすく印象付けているように見受けられたため、「府中市つなぐ・つながる協働条例」などの名称が考えられると思っている。委員からも意見をいただきたい。
・条例の中身については、第１条の「目的」には「協働による活動の意味や重要性を伝える」「市民が市の応援で力を発揮できる」などの意見を踏まえつつ、「基本方針」の理念的要素をベースに主に４つの項目を記載した。
・第２条では「基本方針」で定義に記載する用語に加え、「協働事業」や「中間支援組織」についても定義づけるが、会議での意向を踏まえ、「共創」の定義は盛り込まない。
・「基本方針」からの抽出元も記載したが、これまでに出た「親しみやすい」や「市民感覚に近い」という意見を踏まえてわかりやすく伝えられる定義としたい。特に基本方針に記載する「協働」の定義などはもう少し短くした方がわかりやすいかなど、ご意見をいただきたい。
・第３条の「基本理念」については、府中市らしい協働として、都市宣言にも記載があるとおり「共に考え汗を流し、一体となって地域課題の解決に取り組む」ことをベースにしつつ、協働の輪が広がっていくことを期待している。
・第４条は、「協働の基本原則」について記載しており、「神奈川県の真鶴町『美の基準』を参考にしてほしい」との意見から、「美の基準」と同様に個人的主観に偏らない、各主体が互いを尊重できるよう、基本方針にある６つの市民協働の原則を記載することで、原則を法的に裏付けることとした。

・第５条「市民の役割」には、基本方針にある「まちづくりの主役である市民」について、「地域まちづくり条例を参考にしてほしい」との意見を踏まえて、新たな要素として当該条例にある「まちづくりへの市民参加」を促すよう記載する。また、協働事業の効果的な実施を担保するため、こちらも基本方針に記載する「公金支出事業の公正性」について記載するほか、「罰則」や「制約性」に関する意見もいただいたため、新たな要素として、市民の役割が「強制されるものではない」ことを記載する。
・第６条「市の責務」については、基本方針にある課題の明確化等のほか、新たな要素として、現状課題となる「協働事業の継続性の担保」に関わる責務を記載する。また、基本方針に記載する今後市が重点的に取り組んでいく事項等について、より実効性を持たせるため、「具体的な実施計画を策定すること」を明記する。なお、「協働の原則」のうち「対等の原則」があるにも関わらず市民は「役割」と記載し、市は「責務」と記載している点については、一見、市の方が重い印象を与えるが、行政に関しては協働を推進する上で分けて考えることもできると思うが、意見をもらいたい。
・第７条の「中間支援組織の役割」については、プラッツのほか、現状課題であった地域の連携希薄化について、情報共有・交流の場、連携ネットワークを強化するために、協働の主体の交流の場を提供するなどを中間支援組織の役割に加えるということも一つかと考えている。
・全体を通して「共通理解ができる文言を使って」という意見が出ているため、条例案イメージでは、基本方針で使っていた英語表現について、「コーディネート」は「調整」に、「ネットワーク」は「連携」に変更した。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・昨年度、６月２８日の推進会議では条例案が配付されていたので回覧する。
・事務局には条例案を作成するように依頼していたが、今回の資料２の３⑵は条例の構成案であり、条例案としては受け止められない。審議事項としてではなく、その手前のイメージである構成案しか資料がない状態で、意見交換はできないと思うが、いかがか。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・私も「基本方針」を一緒に作ってきたが、「基本方針」は非常によくできていて、そのために厚い冊子になってしまった。
・本来の目的は「基本方針」を作ることでなくて実行しないといけなくて、条例はその素晴らしい「基本方針」を実行に結びつける後押しにならないといけない。

・そうすると、分厚い一冊ではなく、単純でわかりやすく、「基本方針」に書かれていることを後押しし、実行に移して結果を出すような条例がよい。
・構成案は７条まであるが、厚い冊子にはならないと思う。
・「基本方針」は大変よくできているが、現実として市民が理解しているかというと、足りない部分があるかもしれない。作るときは夢中だったが、どうやったら実行に結びつくかまでは考えていなかったかもしれない。
・実行に移して結果にするような後ろ盾として、１～２ページの条例があれば、市民もよくわかるし、聞かれたときに説明もしやすいので、条例を作る方針はいいと思う。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・私の問いかけとしては、今日審議する資料として適格かどうかを伺っている。
・過去の推進会議では「条例案」というかたちで文章化された資料で諮ってきたが、今回の資料は構成についてのイメージであり、今日諮れることとしたら、通称名などについて色々と意見を出してもらうことしかないのではないか。
・また、「基本方針」について、昨年度の会議では条例と「基本方針」は並列だとされてきたが、前回の会議で新しい情報として、「条例」の方が上であるという話が出た。

〇委員より、「条例」の方が上である、という発言の意味の確認があった。

〇会長より、「条例」の方が上である、という話は、前回の推進会議の前に、藤江会長と青山副会長が法制文書課を訪問して、両者の関係性について確認をとり、ここで報告した内容であると発言があった。

〇委員より、「条例」はなくていいということではなく、あってもいいが、「基本方針」より上なのか、下なのか、という話なのか、確認する発言があった。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・条例と「基本方針」の位置付けを確認し、関係を整理したものである。
・本日は条例案として出てきていないので、審議というよりも、こういう構成でいきたいという事務局の案に対して意見を出してもらい、別途それを諮る場を作らないといけないのではないか。

〇山下部長より、次のとおり発言があった。

・いま会長から話をいただいている昨年度の条例案については、確かに当時条例案として皆様に審議いただいたが、結果として「共創」のことも含めて、時期尚早であるとし、答申としてはいただいていない。
・今年度については、改めて法制文書課に確認する中で、答申を一字一句決められたような内容でいただくことは、今後条例を作るにあたっては厳しいとの話があったため、先ほど事務局から説明したとおり、参考資料として示したものである。
・会長より、本来は条例の文案がないと審議できないとあったが、もし参考資料として配付したイメージでご理解いただき、訂正もなければ、これを案文として調整していきたいと考えている。
・参考資料に対して、ご意見があれば修正する。わかりやすいように条文の形式で参考資料をお出ししているので、ご審議をお願いしたい。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・いま説明があったが、皆さんには法制文書課に確認し報告した内容も含めて主体的に判断してほしい。
・一字一句という話ではなくて、この資料は条例の形式になっておらず、前回の会議でも条例案を見てから判断したいということになったので、資料２を見て判断してほしいというのは不親切である。

〇青山副会長より、参考資料として配付されているのが条例案ではないのか、と指摘があった。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・「参考資料」を見落としていた。私がお願いしたことであるが、「基本方針」と重なっている部分に青いマーカーがしてあり、わかりやすいが、「参考資料」となっているので、審議資料にはならないと思う。
・本日は資料２と「参考資料」を見て、意見を出すしかないと思う。
・また一字一句決められたものは出さないでほしいという話は、自分たちが法制文書課に行った際にはなかった話だ。
・あとで外部に会議録や資料が出たときに誤解がないようにしたく、一字一句変えないということは何事においてもなかなか無いことなのに、資料名の「条例案」にわざわざ「イメージ」とつける必要はないと思う。

〇青山副会長より、次のとおり発言があった。
・次第を見ても、審議事項の中で「ウ　市民協働に関する条例について」となっており、条例についてここで審議するのであれば、本来は配付資料として「条例案」が出てくるはずなので、「参考資料」かつ「イメージ」なのは妥当性を欠くと思う。
・しかし本日の審議にあたっては、まず「参考資料」を条例案のたたき台と考えて意見交換をするしかなく、後々法制文書課との調整を経て、また議会を通して「条例」になっていくことは共通の理解だと思う。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・本日できることは条例案の検討ではなくて、条例案を作るための意見交換というひとつ手前のものになると思うがよろしいか。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・ここで話すのは、例えば、基本方針に倣うのか、全く違う方向性で推進するとしたらどうするのか、といった方向を話すのではないのか。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・本日は「条例案」が出ていないので、「条例案」の手前の「イメージ」に対して、意見を出していただくということでよいか。

〇委員より、今後のスケジュールについて確認があった。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・本日「条例案」が出てくると思っていたので、「参考資料」で審議するのは難しいと思う。
・また「参考資料」の内容は「基本方針」からかなり抜粋しているので、これを１～２ページくらいに短くして基本方針の最後に付けるといった考え、「基本方針」から理念的な部分を抽出してコンパクトにして必要があるという意見なら理解できる。

〇山下部長より、次のとおり発言があった。
・市としては資料２が審議いただきたい条例案の内容で、それを条文にした時にどうなるかのイメージを示したのが「参考資料」である。

・もう一度審議を経る時間はないため、資料２の内容で了承いただけるようであれば、「参考資料」のイメージの内容で進められるように法制文書課とも手続きを進めたい。
・一字一句変えないかたちでは受け取れないと言った件については、正副会長と法制文書課長が話した際には話に出なかったと思うが、その後担当者間で手続きを確認する中で、条文案を示していただいても変更になる可能性があるため、あくまでもイメージでいただきたいとのことだった。
・資料がないわけではなく、イメージを活用してご審議いただきたい。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・「イメージ」としてでているものを審議することはありえない。
・「参考資料」はあくまで参考である。資料２については意見を出してほしいとのことだが、構成案であり、条例案ではないので、イメージを条例案と受け止めてほしいというのはおかしい。内容も「基本方針」とほとんど同じで、どう違うのかつかめない。
・判断に誤りを生んではいけないので、本日は資料２について意見を出してもらい、今日は「条例案」については示されなかったということでよいか。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・資料を見る限り、今日は、条例を作る時の基本的な考え方や方向性について話すのであって、条文に書いてあることのよい、悪い、を見ていくのは意味がない気がする。
・「基本方針」の中の重要なことが、簡素にわかりやすくまとまっているかを確認するのであって、条文自体を議論しても意味がない気がする。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・前回、条例は作るということで決をとり、しかし条例案を見ないと判断できないとなったため、本日条例案を確認するという流れだったと思う。一旦条例制定の必要性はあるいう方向で決はとられた、という認識でよいか確認したい。
・もしその方向で条例は作るのであれば、文言について細かく意見するのではなく、本日は資料２に基づいて方向性を議論すると思うが、答申案が出された後のその後の手続きが不明確である。方向性については推進会議で諮られるが、その後、条文の言葉に対して委員が修正意見を出せるような機会はないということなのか。

〇小塚課長より、次のとおり発言があった。

・この会議で意見をいただきたいのは、資料２の構成案のうち黒い線枠内で囲んだ部分で、各条に載せる内容の方向性がこれでいいか、答申をいただいて、それを法制文書課と具現化していきたい。
・そのため、本日は条例の案をイメージとして配付したが、中身としては資料２を見てお諮りいただきたい。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・今日は一言一句を確認するのではなくて、基本方針の後押しになるような条例になるかどうかを諮るならわかる。条例の文章を全部見て、それをどうこう言うだけでは、どういう方針で条例ができたのかわからない。
・条例は、基本方針を進展・実行させるための、わかりやすく単純明快なかたちで出すのがいいのではないか、これについて賛成や反対をするならわかる。

〇事務局より、次のとおり発言があった。
・資料２では、推進会議で意見を出していただきやすいように、線枠内に想定している内容を書き出したので、各項目についての意見を答申としてもらえれば、それを踏まえて法制文書課と調整して条例を作成していく。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・前回の会議で、一度条例を制定することに対して賛成となりそうだったが、私が、当時はまだ条文のイメージが配付されていなかったので、資料として「条例案」がほしいと発言した。
・審議会の資料として要件を満たしていないのかもしれないが、今回配付された「参考資料」でこう言った内容で条例が制定されるというイメージが沸いたので、前回の会議の続きとして、これで条例が制定されることが理解できた。
・「参考資料」では、条文の形式になっていることにならないのだろうか。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・見落としていたが、「参考資料」でも条文の形式になっている。しかし「イメージ」と書かれた「参考資料」のため、議題の資料ではない。

〇副会長より、次のとおり発言があった。
・答申期限が迫っているので、現実的にどう手続きを進めるか決めた方がよいと思う。

・「参考資料」は、参考資料ではあるが、資料２を補完する表裏一体のものと考えられると思う。資料２に基づいて議論すれば、それは実質的には「参考資料」に反映されるし、「参考資料」を見て議論すれば、資料２についての議論ということになると思う。
・今日は資料２と「参考資料」に基づいて意見交換し、それをまた事務局に答申案としてまとめてもらい、メールで皆さんに確認していただき、正副会長から市長に答申するのはいかがか。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・そうだとすれば、「参考資料」ではなくて、資料２と関連しているのであれば、資料３などとし、イメージではなく条例案として出すべきであった。
・イメージで審議したことはこれまでない。資料として訂正し、ここで承認されれば、資料としての位置づけが変わる。

〇会長より、担当課に意見を求めた。

〇小塚課長と事務局より、資料２は資料２－１、「参考資料」は資料２－２に改めると発言した。

〇会長より、資料２－２にある「イメージ」という言葉はどうするか確認があった。

〇事務局より、資料２－２のタイトルと本文にある「イメージ」という言葉は削除すると発言があった。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・「都市宣言」や「基本方針」が一体のものであるということを前提に、委員の言ったようにコンパクトで後押しになるような条例にするということで、資料２－１について意見をお願いしたい。
・全体通して意見を出していただき、今日の議論を踏まえた条例案を事務局につくってもい、後日メールや郵送で見てもらい、その後の答申までは正副会長預かりになるため、そこで確認したものを答申案として担当課に出すことにする。

〇会長より、意見がないか確認した。

〇委員より、普遍性に関することはどこに記載されているか確認があった。

〇会長より、資料２－１の２⑵「ア法的安定性の確立」ではないかと発言があった。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・第５条「市民の役割」については、市民を縛らないことが書いてあってよいと思う。
・協働の原則についても記載があってよいと思う。
・ＰＲについては、活用してもらうためにもキャッチーな通称を付けるのはいいと思う。決め方やどういった候補から選ぶのかが気になる。
・会議の意見が反映されていると思う。

〇委員より、アピールのためにくだけたイメージを出すのはいいと思う。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・「牛乳で乾杯条例」では「町民は、町内で行われる飲食物が提供される会食等において乾杯が行われる場合、可能な範囲において牛乳で乾杯し、その普及促進に協力するよう努めるものとする。」とあり、賛否両論はあったと思うが、条文がタイトルにマッチしていていいと思う。
・そうした条文がひとつあることで、他の条文も読んでもらえると思う。

〇副会長より、次のとおり発言があった。
・資料２－１、２は「基本方針」の理念的な部分も入っていてよくまとまってきたと思う。
・通称は非常にいいと思う。府中市が面白いことをやっていることが他の市町村に伝わることが重要だと思うので、手続き的に可能であれば公募などをするのがいいと思う。
・協働の定義はわかりやすくコンパクトにすることも一つと説明があったが、私の感覚では「基本方針」からこれ以上短くしなくても必要にして十分だと思う。
・昨年度の条例案では、コーディネーターの定義があったが今回は省かれており、またカタカナ語はなるべく使わないとのことだったが、コーディネーターという言葉は現に使われている言葉なので、省略せず、定義を載せた方がよいと思う。
・「市民の役割」と「市の責務」について、対等の原則から外れているのではないかと感じたが、しかし理念的に対等であったとしても、両者の立場が全く同じかというと、力関

係や財力等にも違いがあり、そもそも条例は市でないと作れないため、市の方により強い責務を持たせることはよいのではないかと思う。
・第６条には「具体的な計画を定め」「施策を実施する」とかなり踏み込んで市側の責務が書かれており、よいことだと思う。
・質問として、昨年度の条例案には、条例の見直しという項目があったが無くしたのか。

〇事務局より、次のとおり発言があった。
・条例の見直しについては、改正には市議会での議決が必要であるため、「市の責務」にある計画の方で具体的なことを定め、修正する場合もこの推進会議で諮って柔軟に対応してきたいと考え、条例による見直しはあまり想定せず、あえて記載していない。
・協働の定義については、資料２－１では「基本方針」から抜粋しており、そこから必要最低限のところを抜粋したのが資料２－２であるが、「基本方針」に記載してある内容のままでよいことを承知した。
・コーディネーターについては、広く定義している「中間支援組織」の中に含まれると考えている。

〇副会長より、次のとおり発言があった。
・そのとおり、協働の定義については、資料２－１のままでよいと思う。
・コーディネーターについては、そうした仕事をしている委員の意見を聞きたい。自身はコーディネーターに関わる仕事をしていたことがあるので、もう少し普及した方がよいと思い、残した方がいいと感じた。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・コーディネーターという言葉はかなり普及しているので残してもいいのではないかという発言があった。
・協働の定義が、何となく尻すぼみで、協働の活動模様を描いているだけで結果がどうでもいいように見える。「課題解決に向けて」といった意図が入っているといいと思うので、資料２－１の基本方針と同じく長いままの方がいいと思う。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・定義の部分で、事業者の中に商工会議所と商店街連合会が入っているが、どちらかというと目的型活動団体に近い気がする。「基本方針」でも入っているから入れたのだと思うが、いかかが。

・目的型活動団体の説明にある「任意の団体」について、「任意」という言葉はいらないのでないかと思う。

〇事務局より、次のとおり発言があった。
・商工会議所と商店街連合会については、基本方針から引用したが、どこに入れるか議論してほしい。
・「任意」という言葉については、ご指摘のとおり「任意」に限定されたものではないと考えられるため、削除を検討する。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・任意の団体というと「任意団体」に聞こえてしまうのではないかと思う。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・コーディネーターという言葉は浸透してきたので載せていいと思う。

〇会長より、商工会議所と商店街連合会の振り分けについて意見を求めた。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・確かに違和感があるので、目的型活動団体に変えてもいいと思う。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・営利を目的にしないのであれば、目的型活動団体でいいと思う。

〇会長から事務局に、確認し、適宜変更するよう依頼した。他に質問がないか確認した。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・「基本方針」には、条例にはない「協働の形態」の説明などが入っており、辞書のように「基本方針」を見たくなる時がある。条例では触れていない内容に関しては、何かしら「基本方針」のようなものが残るといいと思う。

〇会長より、次のとおり発言があった。

・条例の発信性を高めるために削ってしまった部分については、条例の第１章で「都市宣言」と「基本方針」をわかりやすく伝えるために理念的な条例を作ったことを書いてもいいかもしれない。

〇会長より、他に質問がないことを確認し、次のとおり発言があった。
・条例案について色々意見を出してもらったので、それらを踏まえた答申案をメールと郵送で見てもらい、それらについての意見は正副会長で預かり、答申案に盛り込むということでいいか。
・異論がないことを確認し、審議事項「エ 価値共創促進事業の名称について」「オ 提案型協働事業について」に移行した。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・資料３について、答申に「その他」としていれることも可能であると確認したので提案する。
・「共創」の定義については、この会議体では共通のイメージは一致しなかった。
・協働にも色々な形態があり、一生懸命にやっていてもまだ日が当たっていない活動があり、それらに光を当てるためにも、慣れている「市民協働」という言葉を入れた方がよいと思うため、提案する新名称は「府中市市民協働促進事業」だ。
・「提案型協働事業」については、「協働」というのは協働する双方が合意していかないといけないもので、仕込みの時間も含めて、立ち上げたのが個人であっても組織であっても、かたちとして維持あるいは増えていくのが具体的な課題である。
・条例も大切だが、具体的に課題を考えていくという意味では、「提案型協働事業」は行政が市民の提案を受け取るだけではなく、行政も準備の段階から関わっている点がよかった。
・その良さを、「提案型協働事業」を復活させるという意味で、また「価値共創促進事業」でマッチングがうまくいっていないため、仕込みの時間を含めて、新しい名称に変えてその中で強化する、新しい枠組みを作るのではなく、既存の枠組みで、新名称で行い、市民同士だけでなく、市と市民の協働を具体的に実行すること、窓口をひろげているだけでなく、準備の段階で市の方も責務として、具体的にやっていく工夫があってもいいと思う。
・「提案型協働事業」については、「価値共創促進事業」を強化し、「府中市市民協働促進事業」とするという提案だ。

・関連して「共創の窓口」についても、「共創」という言葉のコンセンサスがないので、「府中市市民協働の窓口」とし、しかし「共創の窓口」で数年間やってきたため無くなってしまうと混乱を招くかもしれないので、「市民協働（共創）の窓口」としてもいいと思う。
・本日、審議して承認がされれば、答申案のその他の部分に入れたいと思うが、いかがか。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・「協働」は活動のベースにあるものだ。その性能がよくなれば「提案型」になるかもしれないが、ベースは全く同じ「協働」なので、それを強調した新名称は的を射ていると思う。
・「価値共創」の事業というと、土台である「協働」を外してしまったような気がする。協働はベースであるという信念をもって、「市民協働」や「協働」に絞った方がいいと思う。
・質問になるが、「共創」という言葉は市では誰が入れようと思ったのか。

〇山下部長より、次のとおり発言があった。
・政策部門が課名に付けたものである。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・「価値共創」というのは、企業が改革を迫られてたどり着いたアイデアである。行政は安定的なこともしないといけないのに、突然「協働」をやめて「価値共創」などと言うと、ファッションで取り入れたのかと思う。
・「価値共創」は「協働」の延長だという会長の意見には賛成する。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・「協働」という言葉は名称に入ったほうがいいと思うが、一方で「共創」という言葉を入れることによってレベルの高い事業が生まれることにも期待したい。
・「協働」を入れつつ、「共創」も残してもよいのではないかと思う。
・新しい名称には「府中市」と付いているが「府中市」は要るのか。
・「協働共創促進事業」などであれば、これまで大事にしてきた「協働」と、これからレベルの高いものを期待したいという「共創」の両方が入っておりいいのではないかと思う。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・ヒアリングシートでも「斬新性」といった新しいアイデアでやっていくというものを入れ、「新しい価値」とも言えると思うが、それが「共創」という言葉ではストンと落~~と~~ちない。
・企業で使われている定義からすると、自分たちの活動とは距離感を感じてしまうネガティブな効果の方がまだ大きいと思う。
・「府中市」と入れるか入れないかについては、本質的な問題ではないので、コンパクトで趣旨が生かされる名称であればなくてもいいと思うが、原案として入れておきたいと思う。
・「共創の窓口」についても、その窓口であることがわかるように「府中市市民協働の窓口」とし、カッコ書きで「共創」といれるかは、数年続いている事業なので、アナウンスメント効果が無くなってしまうかもしれないので、過渡期として残すことも考えられると思う。

〇委員より、次のとおり発言があった。
・市としては新しいことをやり、アピールしたいというで「共創」と入れているかもしれないが、実際にやる市民のことを考えると、発展的に「共創」に行くのならいいと思うが初めから「共創」だとわからなくなると思う。
・「府中市」については、なくてもいいと思う。

〇会長より、次のとおり発言があった。
・「府中市」は削除し、「市民協働促進事業」と「市民協働の窓口」として意見として答申に載せたいと思うがいいか。

（異議なし）

〇副会長より、次第の「エ　価値共創事業の名称について」は「エ　価値共創促進事業の名称について」の誤りではないかと指摘があった。

〇会長より、事務局に修正を依頼し、その他に意見等があるか確認した。意見等がないことを事務局に今後の流れについて説明を依頼した。

〇事務局より、次のとおり発言があった。
・答申は９月２５日に予定しているので、それまでに答申案の内容を委員に確認し、正副会長と調整、最終版は後日郵送することを伝えた。
・価値共創促進事業については、新名称の提案を答申いただくが、これまでの会議でもご意見をいただいたように事業の内容についても市民がより提案しやすいものに検討していきたいと思っている。
・部会については、９月１２日に予定しているため、部会員にはよろしくお願いする。

〇あわせて、事務局より条例に関しては次のような意見が出たことを全委員に確認した。
・ＰＲに関して、キャッチーな通称を付けることには賛成である。
・条文が通称名のタイトルにマッチしているとよいと思う。
・そうした条例がひとつあることで、他の条例も読んでもらえると思う。
・通称名は、手続き的に可能であれば公募など、市民を絡めた方法がいいと思う。
・協働の定義は、「課題解決に向けて」といった意図などが入っていたほうがいいので「基本方針」に記載された内容のままで短縮しなくてよいと思う。
・コーディネーターという言葉は現に使われており、普及もしてほしいので定義として載せた方がよいと思う。
・「市民の役割」と「市の責務」について、対等な関係でありつつ、市の方により強い責務を持たせる表現とすることはよいと思う。
・条例の見直しに関する項目がなくなった点については、具体的な内容は計画に盛り込んで柔軟に対応するということで理解した。
・商工会議所と商店街連合会を事業者と目的型活動団体のどちらに含めて定義するか、確認してほしい。
・目的型活動団体の説明にある「任意の団体」について、「任意」という言葉は削除してほしい。
・「基本方針」のうち、条例では触れていない内容に関しては、何かしら「基本方針」のようなものが残るといいと思う。

〇小塚課長より、答申案については先に委員に見ていただいて、正副会長に最終的に確認するというやり方でいいか確認した。

〇会長より、今日の意見を反映した答申案を委員に確認していただきたい、と発言があった。

〇山下部長より、最終回に際した挨拶があった。

〇会長より、委員に謝辞を伝え、会長、副会長より最終回に際した挨拶があった。
閉会宣言ののち、解散。